

明石市犯罪被害者等立替支援金の支給等に関する規則

平成26年3月31日規則第29号

改正 平成28年3月28日規則第9号

平成30年3月26日規則第50号

令和2年3月30日規則第22号

令和5年3月30日規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市犯罪被害者等の権利及び支援に関する条例（平成23年条例第2号。以下「条例」という。）第14条第5項の規定に基づき、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図るために行う犯罪被害者等に対する立替支援金の支給及び犯罪被害者等からの債権譲渡に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、条例及び明石市犯罪被害者等支援金等の支給等に関する規則（平成23年規則第9号）で使用する用語の例による。

(立替支援金の支給額)

第3条 市が支給する立替支援金の額は、第7条第1項の規定により市が譲渡を受けた損害賠償請求権の額とする。

(立替支援金の支給を受けることができる者)

第4条 立替支援金の支給を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 犯罪行為により死亡した犯罪被害者である市民の遺族であって第8条第1項の規定による申請を行った日において市民であるもののうち次条第2項及び第3項の規定により第1順位遺族となる者（以下「第1順位遺族」という。）

イ 国内犯罪行為により重傷病を負った犯罪被害者である市民若しくは性犯罪（条例第14条第1項第3号に規定する犯罪をいう。以下同じ。）により被害を受けた犯罪被害者である市民又は国外犯罪行

為により障害を負った犯罪被害者である市民であるもの

- (2) 前号に規定する犯罪行為の加害者に対する損害賠償請求権（以下「損害賠償請求権」という。）に係る債務名義（民事執行法（昭和54年法律第4号）第22条第5号に掲げるものを除く。以下同じ。）を取得した者
（遺族の範囲及び順位）

第5条 前条第1号アに規定する遺族は、犯罪被害者である市民の死亡の時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 犯罪被害者である市民の配偶者
(2) 犯罪被害者である市民の子。ただし、子が相続の開始以前に死亡したとき又は相続権を失ったときはその者の子（犯罪被害者である市民の直系卑属である者に限る。）とし、その後も同様とする。
(3) 犯罪被害者である市民の直系尊属
(4) 犯罪被害者である市民の兄弟姉妹。ただし、兄弟姉妹が相続の開始以前に死亡したとき又は相続権を失ったときはその者の子（兄弟姉妹の直系卑属である者に限る。）
- 2 立替支援金の支給を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順序とする。この場合において、前項第3号に規定する者のうち父母については、養父母を先にし、実父母を後にする。
- 3 犯罪被害者である市民を故意に死亡させ、又は犯罪被害者である市民の死亡前に、その者の死亡によって立替支援金の支給を受けることができる先順位若しくは同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、立替支援金の支給を受けることができる遺族としない。立替支援金の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族を故意に死亡させた者も、同様とする。
- 4 前3項の場合において、立替支援金の支給を受けるべき同順位の遺族が2人以上あるときは、その1人に対してした支給は、全員に対しなされたものとみなす。

（立替支援金の支給の事前審査）

第6条 立替支援金の支給の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、明石市犯罪被害者等立替支援金支給に係る事前審査申請書に、

次の各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を市長に提出し、市長による立替支援金の支給の事前審査（以下「事前審査」という。）を受けなければならない。ただし、条例に定める他の支援に係る申請で提出した書類をもって代えることができるものと認められる場合は、これを省略することができる。

(1) 第4条第1号アの規定に掲げる者 次に掲げる書類

- ア 犯罪被害者である市民の死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類
- イ 申請者と犯罪被害者である市民との続柄を証する戸籍の謄本又は抄本その他の地方公共団体の長が発行する証明書
- ウ 犯罪被害を受けた者が当該犯罪被害を受けたときに市民であったことを証する住民票の写しその他の証明書
- エ 当該犯罪行為の加害者に対する損害賠償請求権に係る確定判決その他の債務名義の正本
- オ 判決確定証明書（債務名義が確定判決の場合に限る。）
- カ 犯罪行為に係る刑事事件の処分結果を証する書面（債務名義が確定判決以外の場合に限る。）
- キ 債務名義の送達証明書
- ク その他市長が必要と認める書類

(2) 第4条第1号イの規定に掲げる者 次に掲げる書類

- ア 犯罪被害者である市民の負傷若しくは疾病若しくは性犯罪による被害又は障害の状態及び療養に係る日数に関する医師の診断書その他の証明書
- イ 前号ウからクまでに掲げる書類

2 前項の規定による申請を行う場合において、次に掲げる場合は、第1順位遺族又は犯罪被害者である市民の扶養義務者が申請者を代理して申請することができる。

(1) 第1順位遺族又は犯罪被害者である市民が精神上の障害により事理を弁識する能力が著しく不十分である者である場合その他正当な理由がある場合

(2) 前号に掲げるもののほか第1順位遺族又は犯罪被害者である市民

が申請することが困難であると市長が認める場合

3 第1項の申請は、申請者が条例第14条第4項の規定により立替支援金の支給の申請をすることができる日（犯罪被害者等が加害者に対する損害賠償請求権に係る債務名義を取得し、当該債務名義に記載された最終の弁済期が到来した日から1年を経過する日をいう。）から3年を経過したときは、することができない。ただし、申請期限までに申請しなかったことについて、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、この限りでない。

4 市長は、第1項の規定による申請があった場合には、速やかに事前審査を行い、その結果を申請者に通知するものとする。

（損害賠償請求権の譲渡）

第7条 前条第4項の規定による事前審査の結果、立替支援金の支給の申請ができることとなった申請者は、市に対し損害賠償請求権を譲渡するものとする。

2 前項の規定により損害賠償請求権を譲渡した申請者は、前条第1項第1号エに定める債務名義に記載された債務者に対し、債権譲渡通知書により債権譲渡の通知を行うものとする。

（立替支援金の支給の申請）

第8条 前条第1項の規定により損害賠償請求権を譲渡した申請者は、明石市犯罪被害者等立替支援金支給申請書並びに明石市犯罪被害者等立替支援金の支給に係る確約書及び情報提供同意書を市長に提出して立替支援金の支給を申請するものとする。

2 第6条第2項の規定は、前項の申請をする場合に準用する。

（立替支援金の支給の決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があった場合には、速やかに審査の上、立替支援金の支給の適否を決定し、明石市犯罪被害者等立替支援金支給審査結果通知書により、前条の規定により申請をした申請者に通知するものとする。

（立替支援金の支給の請求）

第10条 前条に規定する通知により支給決定を受けた申請者は、明石市犯罪被害者等立替支援金請求書を市長に提出して立替支援金の支給を請

求するものとする。

(立替支援金の支給決定の取消し)

第11条 市長は、立替支援金の支給の決定を受けた者が条例第14条第1項ただし書に該当することが判明したとき又は偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

(立替支援金の返還)

第12条 前条の場合において、既に立替支援金が支給されているときは、市長は、立替支援金を返還させるものとする。

(補則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月28日規則第9号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月26日規則第50号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

3 第2条の規定による改正後の明石市犯罪被害者等立替支援金の支給等に関する規則の規定は、施行日以後に債務名義を取得した犯罪被害者等について適用し、施行日前に債務名義を取得した犯罪被害者等については、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月30日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の明石市犯罪被害者等立替支援金の支給等に関する規則第4条第1号並びに第6条第1項第2号及び第3項の規定は、この規則の施行の日以後に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る明石市犯罪被害者等の支援に関する条例(平成23年条例第2号)第14条第1項に規定する立替支援金(以下「立替支援金」という。)につ

いて適用し、同日前に行われた犯罪行為による犯罪被害に係る立替支援金については、なお従前の例による。

- 3 この規則による改正後の明石市犯罪被害者等立替支援金の支給等に関する規則第4条第2号の規定は、この規則の施行の日以後に債務名義を取得した犯罪被害者等について適用し、同日前に債務名義を取得した犯罪被害者等については、なお従前の例による。

附 則（令和5年3月20日規則第20号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。